

郡山市熱中症対策普及団体の指定等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく熱中症対策普及団体の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第23条第1項の規定による熱中症対策普及団体の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、郡山市熱中症対策普及団体申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款又は寄附行為に関する書類
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 熱中症対策普及事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面
- (5) 熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施できることを証する書面
- (6) 資本の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面
- (7) 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を記載した書面
- (8) 個人に関する情報の適正な取扱いその他熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施のための研修の計画を記載した書面
- (9) 前各号に掲げるもののほか、熱中症対策普及団体の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を熱中症対策普及団体として指定するものとする。

- (1) 法第23条第1項又は気候変動適応法施行規則（令和6年環境省令第2号。以下「施行規則」という。）第6条に規定する社会福祉法人又は会社であること。
- (2) 職員、業務の方法その他の事項についての熱中症対策普及事業の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
- (3) 個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置その他熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施するために必要な措置として環境省令で定める措置が講じられていること。
- (4) 熱中症対策普及事業以外の事業を行っている場合は、その事業を行うことによって熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施できると認められること。

2 前項の規定にかかわらず、団体又はその代表者・役員等が次に掲げる事項に該当する場合は、熱中症対策普及団体として指定しないものとする。

- (1) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等である者
- (2) その他熱中症対策普及団体として不適切と認められるとき。

- 3 市長は、申請者を熱中症対策普及団体として指定した場合は、郡山市熱中症対策普及団体指定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第4条 前条第1項の規定により指定を受けた熱中症対策普及団体（以下「指定熱中症対策普及団体」という。）が、施行規則第8条第1項の規定による変更をするときは、郡山市熱中症対策普及団体名称等変更届出書（第3号様式）により行うものとする。

- 2 指定熱中症対策普及団体は、施行規則第8条第2項の規定によりその業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ郡山市熱中症対策普及団体業務変更届出書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

（業務の廃止）

第5条 指定熱中症対策普及団体は、その業務を廃止したときは、直ちに郡山市熱中症対策普及団体業務廃止届出書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定の規定による指定を取り消すものとする。

（事業の報告）

第6条 指定熱中症対策普及団体は、事業年度開始後、速やかに当該事業年度の事業計画書を市長に提出するものとする。

- 2 指定熱中症対策普及団体は、事業年度終了後、速やかに当該事業年度の事業報告書を市長に提出するものとする。

（準用）

第7条 第5条第2項の規定は、法第23条第6項の規定による指定の取消しについて準用する。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

郡山市長

団体の住所

申請者

団体の名称

代表者氏名

郡山市熱中症対策普及団体指定申請書

気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 23 条第 1 項の規定により、熱中症対策普及団体の指定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、郡山市熱中症対策普及団体の指定等に関する事務取扱要領第 3 条第 2 項第 1 号の規定に違反しないことを誓約します。

記

- 1 定款又は寄附行為
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 4 熱中症対策普及事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面
- 5 熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施できることを証する書面
- 6 資本の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面
- 7 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を記載した書面
- 8 個人に関する情報の適正な取扱いその他熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施のための研修の計画を記載した書面
- 9 その他業務に関し参考となる書類

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

団体の住所

団体の名称 様

郡山市長

郡山市熱中症対策普及団体指定通知書

年 月 日付で申請のあった熱中症対策普及団体の指定については、審査の結果適正であるので、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第23条第1項の規定による熱中症対策普及団体として指定します。

- 1 指定番号：
- 2 団体の名称：
- 3 団体の住所：
- 4 事務所の所在地：
- 5 業務内容：

年 月 日

郡山市長

団体の住所

申請者 団体の名称

代表者氏名

郡山市熱中症対策普及団体名称等変更届出書

気候変動適応法施行規則（令和 6 年環境省令第 2 号）第 8 条第 1 項の規定により、届け出ます。

指定年月日・指定番号	年 月 日 郡山市第 号	
変更予定年月日		
変更する事項	☐ 団体の名称 ☐ 団体の住所 ☐ 団体の事務所の所在地 ☐ その他	
変更の内容	変 更 前	
	変 更 後	
変更の理由		

※該当する□にレ印を記入してください。

年 月 日

郡山市長

団体の住所

申請者 団体の名称

代表者氏名

郡山市熱中症対策普及団体業務変更届出書

気候変動適応法施行規則（令和 6 年環境省令第 2 号）第 8 条第 2 項の規定により、届け出ます。

指定年月日・指定番号	年 月 日 郡山市第 号	
変更予定年月日		
変更の内容	変 更 前	
	変 更 後	
変更の理由		

年 月 日

郡山市長

団体の住所

申請者 団体の名称

代表者氏名

郡山市熱中症対策普及団体業務廃止届出書

気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 23 条第 1 項の規定による熱中症対策普及団体として指定を受けた熱中症対策普及団体の業務を廃止したので、届け出ます。

指定年月日・指定番号	年 月 日 郡山市第 号
廃止年月日	
廃止の理由	